# 令和5年度 地域企業 DX 推進業務委託 公募型プロポーザル実施要領

# 1 業務の概要

(1) 業務名

令和5年度 地域企業 DX 推進業務

(2) 業務内容

別紙「令和5年度 地域企業 DX 推進業務委託仕様書」のとおりとする。

(3) 業務委託期間

契約締結の日から令和6年2月29日(木)まで

#### 2 見積り限度額

総額 29,500,000 円以内(消費税及び地方消費税を含む。)

# 3 公募型プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、法人又は複数法人による共同企業体であって、以下の条件を全て満たす必要がある。

なお、共同企業体の場合は、幹事法人を決め、幹事法人が企画提案書を提出すること。 (ただし、幹事法人が委託業務の全てを他の法人に再委託することは不可)

- (1) 共同企業体の全構成員が満たすべき資格要件
  - ア 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)であること。
  - イ 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条 第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
  - エ 新潟県の県税の納税義務を有するものにあっては、当該県税の未納がない者であること。
  - オー本プロポーザルに関して、他の共同企業体の構成員となっていないこと。
- (2) 共同企業体としての資格要件
- ア 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- イ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤及び専門的知識・経験を有し、かつ、 資金等について十分な管理能力を有していること。
- (3) 単独法人としての資格要件
  - (1)「共同企業体の全構成員が満たすべき資格要件」のほか、(2)「共同企業体としての資格要件」の全てを1法人で満たすこと。

### 4 日程

(1) 募集開始	4月28日(金)
(2) 質問受付期限	5月15日(月)17時
(3) 質問に対する回答	5月18日(木)
(4) 参加申込期限	5月22日(月)17時
(5) 企画提案書の提出期限	5月31日(水)17時
(6) 事前審査結果通知	6月2日(金)
(7) プレゼンテーション審査	6月7日(水)
(8) 審査結果通知	6月中旬(予定)
(9) 契約	6月下旬(予定)

### 5 質問の受付・回答

実施要領についての質問は以下により行うこと。なお、電話や来訪による口頭での質問や期限を過ぎた質問は受け付けない。

### (1) 提出書類

別記様式1 地域企業 DX 推進業務委託公募型プロポーザル質問書

## (2) 提出期限

令和5年5月15日(月)17時まで

# (3) 提出方法

- ・11の問合せ先に記載しているメールアドレス宛てに提出すること。
- ・電子メールの件名を「地域企業 DX 推進業務委託公募型プロポーザル質問書」とすること。

### (4) 質問の回答方法

5月18日(木)までに、公益財団法人にいがた産業創造機構(以下「機構」という。) のホームページにおいて公開する。なお、質問に対する回答は、実施要領及び委託仕 様書の追加又は修正とみなす。

# 6 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次のとおり参加申込書を提出すること。

#### (1) 提出書類

別記様式2 公募型プロポーザル参加申込書

# (2) 提出期限

令和5年5月22日(月)17時まで

## (3) 提出方法

- ・11の問合せ先に記載しているメールアドレス宛てに提出すること。
- ・電子メールの件名を「公募型プロポーザル参加申込書」とすること。

#### 7 企画提案書の提出

## (1) 提出書類

ア 企画提案書7部

- (ア) 様式は任意とするが、「委託仕様書」を踏まえ、以下の項目について明確にする こと。
  - ①支援プログラム及び成果物の内容
  - ②実施体制
  - ③実施スケジュール
  - ④参加者募集方法
  - ⑤付加的な提案がある場合には、目的、内容等を併せて記載すること。
- (イ) A 4 縦版、横書き、左綴じとし、表紙に「令和 5 年度 地域企業 DX 推進業務企 画提案書」と標記し、余白に提案事業者の名称を表示すること。なお、文字サイズは 11 ポイント以上とすること。パワーポイント形式も可。
- (ウ) 企画提案書は10ページ以内とする(表紙、目次、裏表紙は除く)。
- (エ) 参加者は、1つの提案しか行うことができない。
- (オ) 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。
- イ 別記様式3 類似業務実績一覧表 7部
- ウ 見積書 7部

見積の総額及び内訳について作成すること (様式任意)。

## (2) 提出期限

令和5年5月31日(水)17時まで

#### (3) 提出先及び提出方法

11 の問合わせ先に記載している住所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

※持参する場合は、業務時間内(土日・祝祭日を除く9時から12時15分及び13時から17時)に訪問すること。

#### (4) その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

#### 8 審査の方法

# (1) 事前審査

ア 審査方法

プロポーザル参加者が多数の場合、審査委員会事務局(産業創造グループ デジタル化支援チーム)において、(3)評価基準により書面審査を行い、プレゼンテーション審査を行う参加者を選定する。

#### イ 結果通知

令和5年6月2日(金)までに、電子メールにて通知する。事前審査通過者に対しては、プレゼンテーション審査の日程も併せて通知する。

## (2) プレゼンテーション審査

# ア 審査方法

審査委員会において、書面及び企画提案者によるプレゼンテーションに基づき審査する(原則、対面式を予定)。

## イ 審査の日程

審査の日程等は、概ね以下のとおりである。

①日 時:令和5年6月7日(水)

②場 所:新潟県起業化支援•交流拠点施設

(新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル11階)

③説明時間:プレゼンテーション20分、質疑応答20分

④その他:

- ・プレゼンテーションは企画提案書と同様の形式でなくても可。また、補足資料を使用することも可だが、5月31日(水)までに提出された企画提案書を大幅に変更する内容は不可とする。
- ・プロジェクターとスクリーンは機構が用意するが、PC 等の持ち込みは各自で行うこと。

# ウ 結果通知

令和5年6月中旬に電子メールにて通知する。

### (3) 評価基準

次の基準に基づいて審査し、最も優れた提案を行った者と、次点の者を決定する。

	評価項目	内容	審査の視点	配点
1	取組内容	施策との 整合性	● 仕様書の趣旨を理解して企画立案しているか	10
		具体性· 実現性	<ul><li>● 適切かつ具体的な方法が提案されているか</li><li>● 本事業の成果を高めるための創意工夫が見られ、かつ実現可能な内容であるか</li></ul>	20
		事業効果	● 参加企業の課題解決につながり、地域・業界への横 展開を見据えた提案になっているか	20
2	スケジュール		<ul><li>◆ 本事業の実施に向けた適切なスケジュールが設定 されているか</li></ul>	15
3	業務を遂行す る上での体制	業務実績	<ul><li>◆ 本事業と類似の業務実績及びノウハウを有しているか</li></ul>	10
		業務実施 体制	<ul><li>● 支援プログラム及び成果物の作成を円滑且つ効果 的に実施できる体制が整備されているか</li></ul>	15
4	見積の妥当性		● 見積りの内容が適正と判断できるものか	10
計			100	

<sup>※</sup> 同点となった場合、見積金額が最も低い事業者を選定する。

### 9 契約の締結

機構は、審査委員会が最も優れた提案を行ったものであると決定した者と委託契約の 締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。

ただし、最も優れた提案を行ったものと協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する。

# 10 留意事項

- (1) 企画提案書の作成や本プロポーザル参加に要する経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書について、機構は、提案を行った者に無断で使用しない。
- (3) 企画提案書等の審査を行う際、必要な範囲において、参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された申込書、企画提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申込を辞退する場合は、別記様式4「公募型プロポーザル参加申込辞退届」を提出すること。
- (6) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者

- イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これ を提出した者
- ウ 期限後に企画提案書を提出した者
- (7) 委託により作成された成果品に関する全ての権利は、機構に帰属する。

#### 11 問合せ先

₹950-0078

新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル9階

公益財団法人にいがた産業創造機構 産業創造グループ デジタル化支援チーム

(担当:安川、石澤)

電話番号 025-246-0069

E-Mail it@nico.or.jp